告示

○国家公安委員会告示第二十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十七日

国家公安委員会委員長　中井　洽

第二号の表府道美原太子線の項の次に次のように加える。

県道出雲インター線	出雲市知井宮町から同市東神西町まで

附　則

この告示は、平成二十一年十一月二十八日から施行する。

○法務省告示第五百五十八号

北海道紋別郡滝上町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年十一月二十七日

法務大臣　千葉　景子

北海道紋別郡滝上町字サクルー基線十番地

村田　セツ

○厚生労働省告示第四百八十二号

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四条の二の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十一月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

「（同法）」の下に「附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を加える。

○厚生労働省告示第四百八十三号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則第五十五条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十一月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

「（同法）」の下に「附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を加える。

○厚生労働省告示第四百八十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十一条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十一月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

「（同法）」の下に「附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を加える。

○農林水産省告示第千六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県鹿足郡吉賀町柿木村**椛**谷六六九の四、六七〇の二四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年四月七日農林水産省告示第六百六十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇市・球磨郡錦町・湯前町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

錦町・湯前町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁並びに阿蘇市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成六年一月三十一日農林水産省告示第二百十六号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）